

釧路市意思疎通支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第22条第1項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条第1項第6号の規定に基づき、聴覚障がい者との意思疎通を支援するために、手話通訳者又は要約筆記者(以下「意思疎通支援者」という。)を派遣し、円滑なコミュニケーションを図ることにより、聴覚障がい者の自立と社会参加の促進に資することを目的とする。

(事業の内容等)

第2条 釧路市意思疎通支援事業(以下「事業」という。)として、次に掲げる業務を実施する。

- (1) 意思疎通支援者の登録に関する業務
- (2) 意思疎通支援者の派遣に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業の実施に必要と認められる業務

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、釧路市とする。

(事業の委託、監督等)

第4条 市長は、第2条に規定する事業の全部又は一部を市長が適当と認める法人(以下「受託者」という。)に委託することができる。

- 2 市長は、前項の規定により事業を委託したときは、事業の適正な遂行を図るため、受託者に対して常に状況に応じた監督を行い、適正な履行を確保するものとする。
- 3 受託者は、前項の規定により市長の監督を受け、市長から役務改善命令等がなされた場合には、その補正等の措置をしなければならない。

(意思疎通支援者の委嘱)

第5条 市長は、一般社団法人釧路聴力障害者協会及び釧路要約筆記サークルあかりの推薦を受けた者で、聴覚障がい者の福祉に理解のある者のうちから意思疎通支援者を委嘱する。

- 2 意思疎通支援者の委嘱は、当該年度末日までとする。

(意思疎通支援者の登録)

第6条 前条により委嘱された者は、意思疎通支援者として登録する。

- 2 市長は、意思疎通支援者として不適当と認められる事由が生じたときは、登録を取り消すことができる。

(意思疎通支援者証)

第7条 市長は、意思疎通支援者に意思疎通支援者証(以下「支援者証」という。)を交付するものとする。

- 2 支援者証は、3年毎に更新を行う。
- 3 意思疎通支援者は、手話通訳業務又は要約筆記業務(以下「意思疎通支援業務」という。)を行うときは、常に支援者証を携帯し、提示を求められた場合は、これを提示しなければならない。
- 4 意思疎通支援者は、支援者証を紛失等したときは、速やかに意思疎通支援者証紛失等届兼再交付申請書(様式第1号)を、市長に提出しなければならない。
- 5 意思疎通支援者は、登録事項に変更があるときは、速やかに意思疎通支援者登録事項変更届(様式第2号)を、市長に提出しなければならない。
- 6 意思疎通支援者は、前条の市長の取消しの決定を受けたとき又は登録を辞退したときは、支援者証を返還しなければならない。

(意思疎通支援者の責務等)

第8条 意思疎通支援者又は意思疎通支援者であった者は、意思疎通支援業務の遂行に際し知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

- 2 意思疎通支援者は、手話通訳又は要約筆記の技術、聴覚障がい者に関する知識の向上に努めなければならない。

(派遣の対象者等)

第9条 意思疎通支援者の派遣の対象となる者は、市内に住所を有する聴覚障がい者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、他の市町村長等から意思疎通支援者の派遣の依頼があるときは、当該市の聴覚障がい者を対象者として意思疎通支援者を派遣することができるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長は、市内において、緊急に意思疎通支援者の派遣を必要とする市外に住所を有する聴覚障がい者がいるときは、当該聴覚障がい者を対象者として意思疎通支援者を派遣することができるものとする。

(派遣の内容等)

第 10 条 意思疎通支援者の派遣の対象となる内容は、聴覚障がい者の日常生活及び社会生活を営むために必要なものとする。ただし、次に掲げるものを除くものとする。

- (1) 宗教団体の活動に関する事。
- (2) 政党の宣伝活動に関する事。
- (3) 営業活動に関する事。
- (4) 個人の遊興又は娯楽に関する事。

(派遣の地域)

第 11 条 派遣対象地域は、原則として釧路市内とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りではない。

(派遣の申請)

第 12 条 意思疎通支援者の派遣を申請することのできる者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる者とする。

- (1) 聴覚障がい者(市内に住所を有する者に限る。以下この項において同じ。)及びその家族等
- (2) 聴覚障がい者で構成する団体
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 申請者は、意思疎通支援者の派遣を希望する日の 10 日(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日、12 月 29 日～1 月 3 日を除く。)前までに、意思疎通支援者派遣申請書(様式第 3 号。以下「派遣申請書」という。)により、市長に申請するものとする。ただし、緊急又はやむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

(派遣の決定)

第 13 条 市長は、派遣申請書を受理したときは、内容を審査の上、意思疎通支援者の派遣の可否を決定するものとする。

(申請者の費用負担)

第 14 条 意思疎通支援者の派遣に要する申請者の費用負担は、無料とする。ただし、意思疎通支援業務を行う際に必要となる意思疎通支援者に係る入場料、参加費その他これらに類する費用は、申請者が負担しなければならない。

(派遣の停止等)

第 15 条 市長は、この要綱に反し、又は申請者が虚偽の申請により意思疎通支援者の派遣の決定を受けたときは、意思疎通支援者の派遣を停止し、又は意思疎通支援者の派遣に係る費用の全部若しくは一部の負担を命ずることができる。

(報告)

第 16 条 意思疎通支援者は、意思疎通支援業務の終了後、速やかに意思疎通支援者派遣実施報告書(様式第 3 号。以下「実施報告書」という。)を作成し、市長が指定する日までに提出しなければならない。

(意思疎通支援業務従事に対する支弁)

第 17 条 市長は、実施報告書により適正に意思疎通支援業務が行われたことを確認したときは、意思疎通支援者に対し、別表 1 又は別表 2 のとおり支弁するとともに、実施報告書に基づき、自宅と通訳派遣先までの往復に要する交通費(バス賃換算した額)を支払うものとする。

(意思疎通支援者の技術及び知識の向上)

第 18 条 市長は、意思疎通支援者の技術及び知識の向上に資する研修の開催に努めるものとする。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 17 条関係)

平日及び別表 2 で定めた以外の時間に従事した場合

通訳活動時間	報償額
1 時間未満	1, 5 0 0 円
1 時間以上 1 時間 3 0 分未満	2, 2 5 0 円
1 時間 3 0 分以上 2 時間未満	3, 0 0 0 円

以降、30分ごとに750円を加算する

別表 2 (第 17 条関係)

土曜日・日曜日・祝日及び平日の午後 9 時～午前 5 時までの間に従事した場合

通訳活動時間	報償額
1 時間未満	2, 0 0 0 円
1 時間以上 1 時間 3 0 分未満	3, 0 0 0 円
1 時間 3 0 分以上 2 時間未満	4, 0 0 0 円

以降、30分ごとに1,000円を加算する

意思疎通支援者証紛失等届兼再交付申請書(様式第1号)

様式第1号 (第7条関係)

釧路市意思疎通支援者証紛失等届兼再交付申請書

年 月 日

釧路市長宛

氏名

先に交付された釧路市意思疎通支援者証について、紛失等したので届出ます。
 なお、意思疎通支援者証の再交付を申請します。

氏名	
住所	
電話番号	
紛失等の別	紛失・盗難・毀損
発生日	年 月 日
発生時の状況	
備考	

意思疎通支援者登録事項変更届(様式第2号)

様式第2号 (第7条関係)

釧路市意思疎通支援者登録事項変更届

年 月 日

釧路市長宛

氏名

釧路市意思疎通支援事業実施要綱第7条の規定により、下記のとおり登録事項を変更したので届出ます。

記

変更理由		
変更年月日	年 月 日	
変更事由	変更前	変更後

